

兄弟の勸告出あつたし争議團を脱退せしむること若し退脱して
る時は如何なる制裁をせしむるに依りて之を協同的の旨折言をな
すしあたる処却る團員の不平を勸奨せしむ、右は口し不可
願制暴虐を行為なること斯る令序良俗に及ぶる契約
は法律上全然無効なるを以て、右宣折言の如きは一顧の
價値なきこと、此の上愚圖をすれば如何なる無理難題
か必出ぬすやし知れぬること等を痛感し、今更乍ら罷罷業
業の自由なる天地を思ひ浮つてありと。

五月十四日、木材部、木工部、木板部、計百五十名に對し
五千四百十九円二十七銭支出あり。

五月十五日、新開組止上會社には陸軍省より引受けの
アロパラーは今回の争議の爲めに製作不可能となり

たると今の今は三井系の令社に命ずりし交渉中との厄事あり
此れは事實並報として何者かの悪宣傳によるものなり。

△争議團側の行動

午前十時、鈴木解機、轉不令社、職工、金田義雄、外二十数名令
社附近に示威運動を著したるため、二名横束さる。午後二時頃
赤衛團員太田喜八、寺十餘名令社附近に示威運
動を行つた。此の警官十餘名、但しせとしたが、反抗し十名
横束さる。同午前十時、中澤町の巡査所所の戸を叩き、
不當なる横束をせしむるが、告知出来なかりぬり、三名横束

○労働者同友會の演説會